

○文部科学省告示第百十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和五年九月二十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	畢世長像（睢陽五老図断簡）	孝経図巻	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
	同右	令和五年九月六日	指定をした日
	同右	令和五年九月二十五日から令和五年十二月三十一日まで	指定の有効期間
	同右	公益財団法人根津美術館 館長 根津 公一 東京都港区南青山六―五―一	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	同右	根津美術館 東京都港区南青山六―五―一 令和五年十一月三日から令和五年十二月三日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
	同右		